

# 刑事拘禁制度改革

## 実現本部ニュース No.2 (通算88) 2004年10月1日

拘禁二法案対策本部は「刑事拘禁制度改革実現本部」に変わりました

拘禁二法案対策本部は、監獄法改正が新たな段階を迎えたことに対応し、3月1日全体会議の議を経て、4月より「刑事拘禁制度改革実現本部」に改組、改称されました(設置要綱改正。3月19日理事会承認、4月1日施行)。

改正後の目的・任務は、以下のとおりです。

「日弁連第33回定期総会及び第54回定期総会の決議にしたがい、代用監獄の廃止及び国際水準に合致した未決法の刑事拘禁制度改革を実現するため、強力な諸運動を企画し、実行する。」

組織体制は、基本的に従前どおりです。より一層のご支援、ご協力をお願いします。

●このニュースについては 刑事拘禁制度改革実現本部までお問い合わせください●

### 刑事拘禁制度改革実現本部第1回全体会議 (6/29) 報告

## 三者協議にあたっての 基本姿勢を確認

刑事拘禁制度改革実現本部事務局次長 水野英樹 (第二東京弁護士会)

6月29日、刑事拘禁制度改革実現本部の第1回全体会議が開催された(なお、拘禁二法案対策本部から通算すると第63回となる)。

冒頭、西嶋勝彦本部長代行、小池振一郎事務局長など本部の執行部が紹介された。

#### 監獄法改正をめぐる情勢報告

1、法務省との「受刑者処遇に関する勉強会」運営委員会  
加毛事務局長代行から、5月20日に開催された法務省との「受刑者処遇に関する勉強会」運営委員会において、法務省から、来年(2005年)の通常国会に監獄法改正案を提出する方針であること、その際には未決拘禁者の処遇を含めた監獄法全体の改正案を出したいと考えていること、警察庁

2、自民党特命委員会  
続いて、海渡事務局長代行から、6月3日に開催された自民党の「行刑行政に関する特命委員会」において、法務省、警察庁、日弁連へのヒアリングがあり、それぞれ監獄法改正、留置施設法案等に関してプレゼンテーションを行ったことが報告された。

は法務省が未決を含む監獄法の改正案を提出するのであれば留置施設に関する法案を提出する意向と聞き及んでいることについて説明を受けたこと、これに対し、日弁連は、未決拘禁者処遇について、受刑者についての行刑改革会議と同様の審議機関を設けて、そこで審議を尽くしてから法改正を行うべきである旨、法務省に対し申し入れたことが報告された。

3、行刑改革推進委員会顧問会議  
田鎖委員から、6月7日に開催された行刑改革推進委員会顧問会議の様子が報告された。

#### 夏期合宿 (拡大事務局会議)

### 拘禁二法案反対運動の歴史を振り返り 三者協議会への対応につき討議

刑事拘禁制度改革実現本部事務局員 水永 誠二 (東京弁護士会)

9月5日から6日にかけて、熱海において、刑事拘禁制度改革実現本部(旧「拘禁二法案対策本部」を改称)の夏期合宿が、北海道から九州まで、全国から54名の本部員の参加のもと行われた。



熱心な議論がなされた夏期合宿

昨年末の行刑改革会議の提言を受けて、法務省は、既決のみならず、未決までを含めた監獄法の全面改正案を来年4月に上程しようとしている。さらに警察庁は、それにあわせて、留置施設に関する法案を提出する意向を示している。また、日弁連と法務省・警察庁の三者協議会も開始された。

「未決被拘禁者処遇のあり方」、「未決に関する審議機関設置の可能性とその構成」、「代用監獄の弊害事例」、「代用監獄廃止のためのプログラム」と運動論について、報告と議論がなされ、最後に「犯罪被害者の刑事訴訟手続参加問題」について報告がなされた。

#### 日弁連の法務省・警察庁との協議にあたっての基本姿勢

1. 代用監獄の恒久化につながる法制度には反対する。  
(1)代用監獄は今なお自白強要などの弊害がある。  
(2)日弁連は、今回の監獄法改正にあたっては、代用監獄の将来的廃止を求めつつ、その弊害を極力少なくする方策を追求する。  
(3)旧拘禁二法案(刑事施設法案、留置施設法案)をベースとしてはならない。
2. 代用監獄、未決・死刑確定者の処遇についても、行刑改革会議のような審議機関を設置して、検討に付すべきである。

今回の合宿はこのような状況を迎えて、1982年以降の「拘禁二法案」をめぐる議論を振り返り、拘禁二法案反対運動の成果を再確認して、今後の基本方針を討議すべく、事務局合宿の予定を急遽拡大して、全国の本部員に参加を呼びかけて開催されたものである。

まず、昨年末の行刑改革会議提

三者協議の申し入れについて討議  
小池事務局長から、6月4日、法務省から日弁連に対し、警察庁を含めた三者協議の申し入れがあったことについて報告がなされた。この申し入れに対し、①協議に応じるかどうか、②協議に応じるとした場合の基本姿勢をどうするかについて討議がなされた。

「未決被拘禁者処遇のあり方」、「未決に関する審議機関設置の可能性とその構成」、「代用監獄の弊害事例」、「代用監獄廃止のためのプログラム」と運動論について、報告と議論がなされ、最後に「犯罪被害者の刑事訴訟手続参加問題」について報告がなされた。

●2004



# 法務省・警察庁・日本弁護士連合会 三者協議会を開催

刑事拘禁制度改革実現本部事務局次長 神 洋明(第一東京弁護士会)

法務省・警察庁・日弁連は7月28日と9月14日、監獄法の全面改正問題に関し、三者協議会を開催した。6月4日、法務省から警察庁をふくめた三者協議の申入れがあり、日弁連では6月29日の当本部全体会議の議論を経て、協議にあたっての基本姿勢を確認した上、協議に応じることにしたものである(経過は日弁連新聞368号に既報のとおり)。

## ■第1回(7月28日)

第1回協議会では、冒頭、三者それぞれのプレゼンテーションが行われた。

### ●日弁連プレゼンテーション

まず、日弁連から、受刑者・未決拘禁者・死刑確定者の処遇法はそれぞれ別個になされるべきこと、未決拘禁者処遇等についても新たな審議機関を設置して検討がなされるべきこと、その設置がなされないとするは受刑者に関する立法だけを切り離し、それを先行させて立法を行うべきであること、被逮捕者に関しては独立した

9月15日の毎日新聞朝刊に「日弁連 代用監獄立法を容認」との見出しで、日弁連が代用監獄に関する方針を転換したかのような報道がなされたが、明らかに事実と反する報道である。日弁連は9月17日、毎日新聞に抗議するとともに、事実に基づく正確な報道をされるよう申し入れた。

警察立法は不要であること、代用監獄は廃止すべきであること、代用監獄廃止までの間は、重大犯罪の被疑者や否認または黙秘している者など一定の場合には代用監獄への収容を認めない措置が必要であること、弁護人と未決拘禁者との接見及び通話・電話連絡についての改善がはかられるべきこと等の日弁連の立場の表明があった。

### ●法務省プレゼンテーション

これに対して、法務省からは、行刑改革会議の提言を踏まえて来年の通常国会に監獄法の全面改正案を提出したいと考えていること、その改正にあたっては未決も含めた立法を行いたいと考えていることなどの見解が述べられた。

### ●警察庁プレゼンテーション

これを受けて、警察庁から、法務省が未決拘禁者を含めた改正をするのであれば、警察の留置場に留置している者の処遇について定める法律案を提出したいと考えていること、代用監獄が必要であり、これをにわかに廃止することが困難であること、1980(昭和55)年以降、捜査部門と留置部門を分離し、施設面でもプライバシーに配慮した設計が行われており、代用監獄は自白強要など人権侵害の温床であるといった批判は当たらないとの見解が述べられた。

### ●質疑・意見交換等

その後の質疑応答では、それぞれから質問がなされ、この協議会で取り扱うテーマが代用監獄とそれに関する事項であることの確認がなされた。

は莫大な予算が必要であること、弁護人立会いや取調べの可視化は刑事訴訟法の問題であること、外部意見の有用性は肯定しつつも現時点では新たに未決拘禁者に関する審議機関の設置は考えていないことなどの発言がなされた。

### ●警察庁からは、被逮捕者についても人権上も法的手当が必要であるとの意見が述べられた。

両省庁からは、日弁連は何が何でも警察立法に反対なのかとの問いかけがなされた。日弁連からは、従来からの見解を説明するとともに施設法ではなく処遇法が立法されるべきことが強く主張された。

## ■第2回(9月14日)

続く第2回の三者協議会は、9月14日に開催された。

## 国際人権シンポジウム

# 21世紀の刑務所改革—国民に理解され支えられる刑務所を目指して

アンドリュウ・コイル氏、ヴィヴィアン・スターン氏を招いて

刑事拘禁制度改革実現本部事務局員

猿田佐世(第二東京弁護士会)



右からコイル氏、スターン氏

9月4日、ロンドン大学キングスカレッジ国際刑務所研究センター所長のアンドリュウ・コイル氏と同センター上級研究員ヴィヴィアン・スターン氏を招き、シンポジウム「21世紀の刑務所改革」が弁護士会館クレオで開催され、約130人が参加した。日弁連が東京三弁護士会の共催、法務省(財)矯正協会及び英国大使館の後援を得て開催したもので法務省、矯正協会からも多数の参加があった。

### 実践的経験に基づく基調講演

コイル氏は刑務所長を含め英国プリズンサービスで25年の実務経験をもち、国連の専門家コンサルタント等幅広い国際経験をもち、同氏が著した刑務所職員向けハンドブックは、受刑者への接し方、社会復帰、長期収容者等、各場面において適用される国際人権準則

を分析したもので国際的に高く評価されており、既に10カ国語に翻訳され、各国で刑務官のテキストとして使用されている。今回は、同書の日本語訳が「国際準則からみた刑務所管理ハンドブック」と題して矯正協会から刊行されたことを記念しての来日でもある。

コイル氏は講演において、国際人権モデルはどの国の刑務所でも適用されるべき準則であり、効果的に機能する刑務所運営方法でもあると強調した。

スターン氏は、国連NGOのPRI(ピナル・リフォーム・イニシアチブ)の事務局長を長く務め、受刑者の社会復帰を支援するNGO、NACROを運営する。コイル氏の夫人でもある。

講演では、刑務所への市民団体の関与の意義を強調し、市民と同等の立場で受刑者が公園再生のプ

要性を強調した。●代用監獄の弊害事例の説明等  
また、この日の協議会では、日弁連から、各施設ごとの留置場及び監獄の現状に関する質問等の再質問がなされ、さらに、捜査部門と留置部門が分離されたことについても、現実には、1998(平成10)年以降にまとめられたものだけでなく、53事例の代用監獄の弊害事例があることを詳しく説明した。

そのほか、被逮捕者処遇をめぐり、新たな審議機関の設置の可否、未決拘禁者の接見問題等についての質疑応答などもなされた。

なお、第3回三者協議会は、11月16日に開催される。



パネルディスカッション

ロジエクトに関わった例、英国でトヨタから研修制度が少年受刑者に提供された例などが紹介され、職員は被拘禁者も市民であると認識すべきとの指摘がなされた。

### パネルディスカッション

両氏の基調講演に続き、パネルディスカッションが行われた。パネリストは両氏に加え、赤池一将氏(龍谷大学法学部教授)、太田達也氏(慶応義塾大学法学部助

教授)、富山聡氏(法務省矯正局矯正調査官)、コーディネーターは海渡雄一弁護士が務めた。実に有意義な議論がなされたが、紙面の制約上、その一部のみ紹介する。

被害者の視点の取り入れ方につき、スターン氏は「応報」は社会も被害者も得るものが少なく費用がかかるため、被害者を念頭におき結果を見据えた処遇がなされるべきとした。富山氏は、過剰収容に苦慮しているなど刑務所運営の困難さを報告し、市民との協力が不十分、情報公開の点も欠落していたなどと述べた。また、現在では被害者の手記を利用するなど犯罪被害者の視点に立った教育もなされていること、民間の手を借りるといった視点はあながち十分ではない旨報告がされた。赤池氏からは、市民との関わり合いにつき現在刑務所に入っている篤志面接委員

日弁連の刑務所改革シンポジウムが法務省、矯正協会及び英国大使館の後援を得て開催されるのは初めてである。コイル氏の著書が矯正協会から刊行されたことも画期的と言えよう。まさに行刑改革の進展と、日弁連と関係機関との今後の協力体制を象徴する大きな一歩である。引き続き協力体制をとり、国際準則に沿った刑務所を実現させていかねばならない。

コイル氏からは、過剰収容を食い止めるという意識がないと受刑者人口は増え続ける、行刑のスタンスを決めなければならないとの助言があった。太田氏からは、終日に及ぶ刑務作業や軍隊式行進などに疑問が呈され、人間的処遇がされているかには疑問があり、社会復帰のために様々なプログラムが準備されなければならないとの発言があった。コイル氏から、受刑者は正直になって社会に戻りたいと思っているからこれを活用しなれば国の資源としても無駄が大い、どのような刑務所にするかは日本の皆で決めていかねばならないとのエールが送られた。